

○医薬品販売業中○丹自動販売器の使用について

(昭和三二年九月一八日)

(三二薬第五九〇七号)

(厚生省薬務局薬事課長あて大阪府衛生部長照会)

当府下○○○丹株式会社から別添のとおり照会ありましたので、種々検討しましたところ、別添の六項中一項及び二項については管理ができるので差し支えないと思われるが、何分医薬品であるので自動販売器で販売する性質のものではないことも思料されるので、この取扱について何分の御指示仰ぎたく御願いたします。

別添

大阪府薬務課御中

○○○丹株式会社 営業部

拝啓 益々御清栄にてお喜び申し上げます。

さて、御多用中恐縮ですが○丹販売に自動販売器使用の場合その配置場所が問題と存じますが、例えば

- | | | |
|---|--------------|------|
| 1 | 薬局店内の場合 | 良否 |
| 2 | 薬局店頭の場合 | 良否 |
| 3 | 百貨店薬品部へ設置の場合 | 良否 |
| 4 | 百貨店休憩室へ | 〃 良否 |
| 5 | 駅構内売店へ | 〃 良否 |
| 6 | 駅構内フォームへ | 〃 良否 |

甚だ御手数乍ら同封用紙良、否へ○にて御指示願いたく存じます。

(昭和三二年一〇月九日 薬事第八一〇号)

(大阪府衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

九月十八日三二薬第五九〇七号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

自動販売器による○丹の販売については、それが薬局又は医薬品販売業者の店舗において行われると認められる場合には差し支えないと思料される。従つて照会の各事例についての可否は次のとおりである。

- | | | |
|---|---------------|------------------------------------|
| 1 | 薬局店内の場合 | 可 |
| 2 | 薬局店頭の場合 | 可 |
| 3 | 百貨店の薬品部へ設置の場合 | 可 |
| 4 | 百貨店休憩室へ設置の場合 | 否 |
| 5 | 駅構内売店へ設置の場合 | 当該売店が医薬品販売業の登録を受けた販売業者の店舗である場合のみ 可 |
| 6 | 駅構内フォームへ設置の場合 | 否 |